

仕事のご依頼



センターに電話、メール等でお申し込み

※次のような場合は作業を受注することができません
危険作業（高所・斜面地・足場の確保ができないなど）
有害な作業（薬剤の散布など）
対応可能な会員がない等の理由
境界が確認できない場所
（隣接していて共有する部分の承諾がない場合）
ご自宅で切った枝・刈った草・家庭ごみ等の処分
駐車場の確保が難しい場合など

打合せ

会員と仕事の詳細を打合せ

※仕事の内容、作業日程、作業代金など。

作業

会員がお伺い、決められたお仕事を致します

※仕事の出来栄はお客様に確認していただきます。そのうえで
作業日報（配分金、材料費、事務費等記載）に押印をいただきます。

代金の請求

作業日報を基に、作業代金の請求書をお送りします

※作業代金は、就業会員への配分金、材料費等に事務費10%を
加算したものとなります。

※月決め・継続の仕事は、月末締め→翌月初めに。

単発の仕事は作業終了後～2週間の間をめどに請求書をお届けします。

代金のお支払い

請求書が届きましたら、下記のいずれかの方法でお支払い 願います

※金融機関（手数料お客様負担）から振込み

※二宮町シルバー人材センター窓口にて直接支払い

お客様との契約内容について

※お仕事は、二宮町シルバー人材センターが請負または委託の形でお受けし、
当センターの登録会員が就業します。

※お客様と会員の間には雇用関係はありません。

※作業条件の変更や追加作業は、会員に直接指示せず事務局にご相談願います。